




森林組合だより

FOREST ASSOCIATION COMMUNICATION PAPER

第180号

平成29年5月発行

発行所
熊本県森林組合連合会〒861-8019
熊本市東区下南部2丁目1-55
TEL (096) 285-8688
FAX (096) 285-8651
発行人 前川 収
<http://www.kumamori.or.jp>

青井阿蘇神社の御神木(人吉市上青井町)



九州の小京都といわれる「人吉市」、その中心地に鎮座する『青井阿蘇神社』。

青井阿蘇神社は、平成20(2008)年6月9日に、本殿・廊・幣殿・拝殿・楼門の5棟が本県に現存する建造物としては初めて国宝に指定された。

その建築様式の特徴は、人吉球磨地方の独自性の強い意匠を継承した社殿に表れており、広く南九州地方に影響が認められている。

その楼門をくぐって境内に入ると、御神木は社殿の右奥手にそびえている。

クスノキの巨木であり、樹高は約22m、地上1mのところまで二つの幹に分かれている。大きい方の目通り幹回りは5m、もう片方は2.5mある。

環境省が定めた調査事項によると、2本立ちの場合は、これらを合算することになっており、7.5mの幹回りとなる。また、林齢は不詳。

この御神木の場合、幹回りもさることながら、根回りの巨大さ、横に伸びた細い方の幹の姿が印象的である。

本県の『森林組合系統運動』臨時総会において承認 ＝ JForest 森林・林業・山村未来創造運動について＝

～次代へ森を活かして地域を創る～

去る2月20日(月)の午後「熊本県市町村自治会館」(熊本市東区健軍)において本会の臨時総会が開催されました。議題は、第1号議案「定款の一部変更について」、第2号議案「JForest森林・林業・山村未来創造運動について」、そして第3号議案が「新事務所の建設について」でありました。

第2号議案では、全森連の運動方針決定を受け、本県でも次期運動の検討を重ね、理事会の承認を経た「JForest森林・林業・山村未来創造運動」案を提案し、賛成多数で承認されました。

今後5年間の本会及び会員組合の『目指すべき姿』を示すものであり、次の3項目を提案しました。

1. 安定した組合経営

2. 育成した人材の確実な定着

3. コンプライアンスの意識の向上

これらを実行し、森林組合に対する時代の要請に応え得る、信頼される組合となる事を目指します。

また、第1号議案では、会員組合数に対応した理事定数とし、理事会運営の合理化を図るため規程の整備を行いました。

更に、第3号議案では、被災した林業会館の跡地に本会事務所を再建することが困難なことから、新事務所再建のための移転先を提案し、「熊本市東区戸島地内」とする案が承認されました。

今後、新事務所建設に向け協議を進めます。

平成28年度 森林組合理事研修会の開催

平成29年1月20日(金)熊本県市町村自治会館において、会員森林組合理事に参集していただき、「理事研修会」を開催しました。当日の参加者は157名でした。

午前中は、講師に農林中央金庫福岡支店の松井次長を迎え『森林組合コンプライアンスについて』と題し、最近森林組合で発生した不正事案を例にコンプライアンスの重要性やダブルチェック体制の構築の必要性について講話をいただきました。

午後からは、愛媛県西条市にある株式会社サイプレス・スナダヤ代表取締役社長の砂田和之氏から、『これまでの経緯や経験・経営方針について』と題し、原材料を米ヒバから国産ヒノキにシフトする際の経営判断、国産材の仕入れにおける苦労、更には国産材使用のメリット・デメリットなどについて講話をいただきました。

今後も、会員組合の希望等も聴き取りながら、時宜を得た研修会を開催し、森林組合系統全体のレベルアップを図って参りたい。



前川 収 会長



農林中央金庫福岡支店：次長 松井正樹氏



株式会社サイプレス・スナダヤ：代表取締役社長 砂田和之氏

森林環境税(仮称)創設に向け、系統一丸の要望活動を!!

森林は国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林レクリエーションの場の提供などの公益的機能と併せ木材等林産物を提供する多面的機能を有しており、我々の安全で安心な生活、社会の発展や地域の活性化に寄与するなど、国民からも様々な期待が寄せられています。

なお、これらの森林が持つ「公益的機能」を日本学術会議が試算したところによると、年間約70兆円になると評価されています。

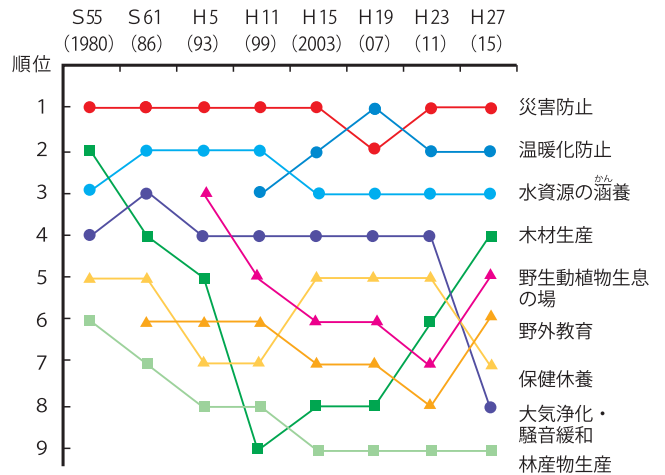
しかし、木材価格の長期低迷や後継者不足などにより、森林所有者による自発的な森林整備などが見込めない森林が顕在化している状況であります。

このような状況の中で、民有林整備を阻害する要因、即ち無関心な所有者の存在、境界不明確森林の存在、森林担い手不足及び木材需要の低迷等に対する新たな対応が必要であります。

その課題解決のために、森林現場や所有者に最も近い市町村段階での行政の役割を強化するとともに、市町村への支援体制を整備することとされています。そして、市町村が主体となって実施する森林整備等の財源に充てるため、個人住民税均等割りの枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされました。

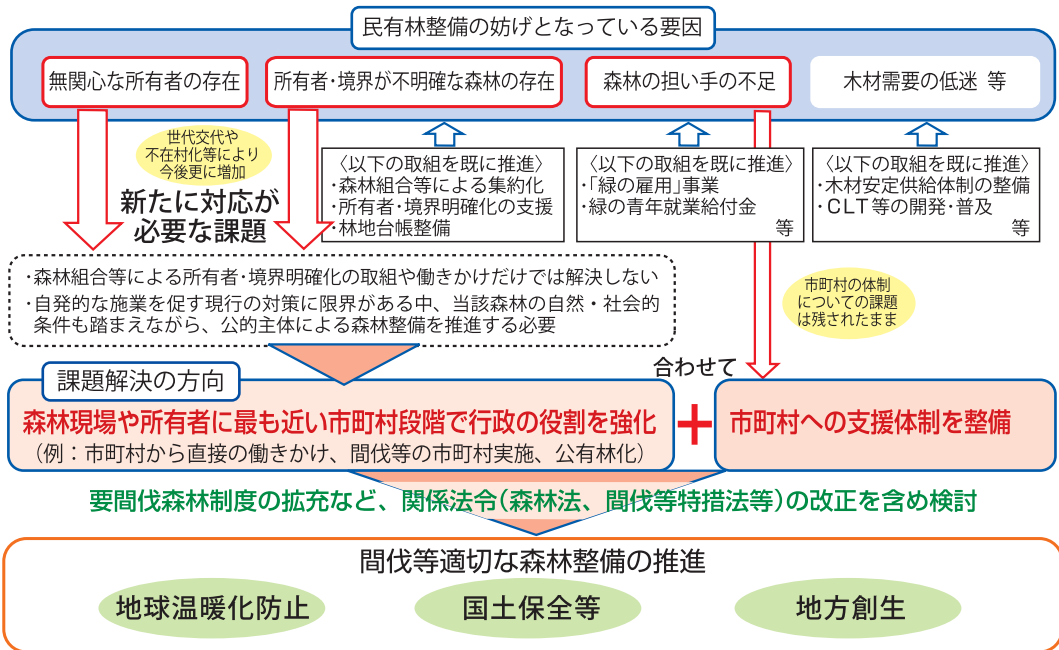
今後は、この新税を確実に実現するために、関係団体と連携するとともに、森林組合系統一丸となって、国・県・市町村に対し要望活動を行うことが重要であります。

■ 国民の森林に期待する働き



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年)、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27年)
注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。
注2：選択数は、特になし、わからない、その他を除いて記載。

市町村の役割強化等の方向性(森林整備を進めていくための課題の解決方向)



森林法等の改正に伴い、森林組合法の一部改正!!

【改正の趣旨】

我が国の戦後造林された森林資源が成熟しつつある中で、需要面においては、従来の需要に加え、新たな利用拡大が期待されている。

一方、供給面においては、収益性の悪化や林業従事者の減少・高齢化により森林所有者の経営意欲や森林への関心が低下し、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況になっています。

このような状況に対処し、森林施業の集約化促進の観点から、森林情報の整備や事業の見直しを行い国産材の安定供給体制の構築に寄与するため、森林法の一部改正により、関係法令の改正が行われました。この中で、森林組合法についても、森林組合等による森林施業の集約化を促進するため、森林組合が組合員の利益の増進を目的として、自ら森林経営を行えるようにするとともに、森林経営を行う際の手続きの緩和、さらに、森林組合連合会も森林経営が行われるような内容の改正となっています。

【改正内容】

次の7項目の改正がありました。①森林経営事業の見直し、②鳥獣害防止に向けた共同施業規程等の見直し、③森林経営信託の見直し、④一体整備森林に係る員外利用制限の見直し、⑤生産森林組合の事業見直し、⑥生産森林組合の組織変更、⑦その他などです。

その中で、“森林経営事業の見直し”は、森林組合だけに認められていた森林経営及びこれに附帯する事業が「林業を行う組合員の利益の増進」という目的のも

と、森林組合連合会も行うことができるとされた。また、森林組合が森林経営を行う際の合意形成の手続きが緩和されることになりました。

更に、“森林経営信託の見直し”においても、森林組合連合会が所属員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受を行う事ができるとされたことから、森林組合の諸事情により、組合による信託の引受が行われにくかった地域においても、森林組合系統による信託の引受が的確に実施され、森林施業の集約化等が一層促進される事が期待されます。

また、森林経営事業を行う場合は、「森林経営規程」と森林の経営に関する長期方針、森林取得に関する基本的な方針、施業に関する基本的な計画等を記載した10年から20年を見通した「森林経営長期事業計画」を定め、総(代)会での決議を得る事が必要となります。

この、「森林経営規程」と「森林経営長期事業計画」については、林野庁から模範規程例が示してあります。

なお、森林法等の一部改正する法律案に対する付帯決議として「森林組合が森林経営事業実施の体制整備を図り、林業活性化に取り組みつつ、過度なリスクを取る事で森林組合の経営悪化を招くことのないよう、農林水産省は、引き続き森林組合・森林組合連合会の財務を監督するとともに、森林組合及び連合会も経営・財務管理を担い得る人材育成に注力する」としてあります。

■現行制度

現行では、森林組合が自ら森林を保有し、森林経営を行う「森林経営事業」については、目的が限定され、合意形成手続も厳格であるため、実施が限定的。

目 的	公益目的(森林の保続培養・森林生産力の増進)
実施主体	森林組合
合意形成手続	総組合員の3分の2以上の書面同意が必要。
そ の 他	森林経営事業に常時従事する者の3分の1以上は組合員(又は同一世帯者)でなければならない(組合員の従事義務)。

■改 正 後

経済目的での「森林経営事業」も可能とした上で、実施主体に連合会を追加するとともに、森林組合の合意形成手続等を緩和。これにより、森林組合系統が地域の森林の経営を担いやすくし、施業の集約化や大口取引等を促進。

目 的	公益目的(森林の保続培養・森林生産力の増進) 経済目的(林業を行う組合員の利益の増進)
実施主体	森林組合、森林組合連合会
合意形成手続	① 森林組合においては、原則として、 ⇒ 総組合員の3分の2以上の書面同意が必要。 ② 一定規模 ^(※) を超える森林組合と、連合会においては、 ⇒ 総会の特別議決(半数以上が出席し、その3分の2以上の多数議決)で実施可。 ただし、総組合員(所属員)の6分の1以上が書面で反対したときは不可。(その場合でも森林組合にあっては①の原則により3分の2以上の書面同意を得れば実施可) ※一定規模：組合員数800人程度を想定(省令)
そ の 他	組合員の従事義務は廃止。 森林経営規定を総会で定め行政庁の承認を受ける必要(事務所への備付け等も必要)。

誤伐か？ 盗伐か？ 違法な伐採事例が発生!!

平成29年3月16日 メルパルク熊本(熊本市中央区水道町)にて、「九州各県森連参事級会議」が開催されました。

その会議の中で、宮崎県森連から次のような情報提供の依頼がありました。『誤伐、盗伐と思われる事例が、近隣県において発生していないか?』というものです。その際、地元新聞の切り抜きが資料として提示されました。

県内違法伐採44件 13年以降、「盗伐」が4割

県内で他人の山林を故意に、または、誤って伐採する違法伐採被害があったとして、全8森林組合のうち5組合が2013年以降で計44件の通報・相談を受けていたことがわかった。被害の7割以上は県央部、児湯・西都市に集中している。これに対し、被害者が損害賠償を求め提訴しても、次に植林できるだけの十分な救済が受けられないとして、違法伐採の歯止めを求める声が強まっている。

【2017年2月8日/宮崎日日新聞】

立証難しく”泣き寝入り”も 違法伐採対策に苦慮

県内で相次いでいるスギの「盗伐」「誤伐」などの違法伐採対策に、県など関係機関が頭を悩まされている。山林の境界を知らない所有者が多いことも横行する要因の一つに挙げられている。業者が判明して警察に相談しても、盗伐かどうかの立証が難しく”泣き寝入り”するケースも。県はパトロール強化に乗り出すが、関係者は「行政の対策だけでは限界もある」と話す。

【2017年3月8日/宮崎日日新聞】

現在、宮崎県以外では記事にあるような悪質、違法な伐採は報告されていないが、数百万円の被害に対して、数十万の賠償のみといった事例もあり、抑止効果の働かない状況であることを考えると、今後、本県においても発生する恐れもあることから、森林組合員まで情報を共有することが必要であると考え、宮崎日日新聞社編集管理部の許可をいただき、今回記事も含め掲載しました。

被害にあった森林は、所有者が不在村であったり、相続がされていない状態のものが多く見られたことから、この点を早期に改善することも違法伐採抑止に効果があると考えられます。

組合員の相続加入手続きの徹底!!

地元で親の面倒を見ている人だから、
当然その人が山を相続すると考えるのは“危険”

平成23年以降、組合員の相続加入手続きの不備から問題が発生することが多くなってきました。

本会では、亡くなった組合員の組合資格に関する整理については、「森林組合実務相談(平成24年度版) P33~P37」に、『相続人が一人の場合は相続加入申出書を一定期間内に提出すれば良いが、相

続人が数人ある場合は、各相続人の同意をもって選定された一人の相続人のみが相続による組合員資格の取得が認められており、相続加入申請書と併せ各相続人の同意を証明する書面を組合に提出することが必要である。』として、指導しているところであります。

様式
組合員の死亡届と相続人の加入申込書

甲
住 所 _____
継 承 人
氏 名 _____
生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日
電話番号 _____
平成 年 月 日

遺産相続協議書

本 籍 _____
最後の住所 _____
遺 贈 人 _____ (平成 年 月 日死亡)
上記の者の相続人である私共は、被相続人の下記の遺産について協議を行った。
記
1. 相続人 _____ は、次の財産を取得する。

出資口数	口	出資金額	円
所 有 者	森 林 の 所 在 地	面 積	
山 林	郡市 町村 森林	ha	
明 細	郡市 町村 森林	ha	
額	郡市 町村 森林	ha	

以上のとおり、遺産相続成立したので、これを証明するため、この協議書に相続人

県内の森林組合によっては、遺産相続協議者に遺漏等がないかを確認するために「原戸籍」、「戸籍謄本」、「印鑑証明」等を取り寄せ、後々問題が生じることをないよう対策を講じています。
細心の注意を払っていただきますよう確認をお願いします。

今年も酷暑か!! 熱中症への対策を!!

熱中症を発生した場合の現場での救急処置

まず、涼しい場所で、衣服を緩め安静にさせ、スポーツドリンク等で**水分補給**をする。

足を上げ、手足の先から体に向かってマッサージを行う。さらに、氷や保冷剤があれば、首、腋の下、腿の付け根などの**血管を冷やす**等の処置を行うことが重要である。

水分補給を自力でできない、呼びかけに応じないような場合には、すぐに**救急要請**を行う。

〔熱中症の応急処置〕



人間の体は、皮膚から放熱や発汗によって体温を調整するようになっています。

しかし、**外気温が皮膚温以上の時や湿度が非常に高くなる**と、放熱や発汗が出来にくくなり、体温が下がらず、熱中症を引き起こします。

基礎疾患のある高齢者や肥満、糖尿病やアルコール依存症の方は罹りやすいといわれています。

作業管理者は、作業者に対し**こまめな水分補給**を指示し、少しでも「おかしい」と感じた場合には、作業を中断し、休ませるとともに、**常に緊急連絡先を確認し、現場までの誘導が出来る体制**を心掛けてください。



ハチ・ダニにも注意!!



■ ハチに刺されないためには、次のような点に注意してください。

- ① ハチは黒いものに向かってくるので、服装は出来るだけ白いものを着用する。
- ② ハチは匂いに敏感に反応するため、整髪料や香水はつけない。
- ③ ハチは頭部や顔面を狙ってくるため**防蜂網などを着用**する。
- ④ ハチが近づいても手で払ったりして刺激しない。など

重要なポイントは、**ハチアレルギーの診察**を受け、重篤なアレルギー反応のある方は自己注射器を必ず携帯すること。重篤な場合アナフェラシー・ショックを起こし、死に致ることもあります。

■ マダニは、シカやイノシシなどの野生動物が出没する環境に多く生息しています。

マダニに咬まれた場合の症状は38℃以上の**熱がでる、血尿が出る、下痢など消化器系に異常をきたす等**があり、これらの症状が現れた場合、速やかに医療機関で診察を受けてください。

山仕事から帰宅した際には、上着や作業服は戸外で脱ぎ、家の中にダニを持ち込まないような工夫が必要です。また、入浴時にはダニが体に付いていないかチェックしましょう。ダニの多くは長時間吸血します。発見したら**無理に取り除かず、皮膚科等の医療機関で適切な処置**を行ってください。ダニの被害を防ぐためには、忌避剤の使用を含め様々な**防護手段を組み合わせ、対策をとる**ことが重要です。

平成29年4月4日

新旧参事交代



【井野道幸 新参事】

出身：阿蘇市一の宮町萩の草
 誕生日：昭和37年1月7日
 血液型：B型
 性格：温厚
 趣味：早起き
 好物：スウィーツ
 好き嫌い無し
 ※アルコールは飲めない。

ごあいさつ

この度、志賀誠也参事の後任として、参事を拝命いたしました井野道幸です。

昭和55年に熊本県森林組合連合会に奉職以来、35年間、森林保全部に所属し、ひたすら測量、設計部門の業務を担当してまいりました。

平成27年4月には指導部長を拝命し、新たな業務を担当することもできました。今後は全壊した事務所の再建、依然として厳しい環境にある森林・林業の発展に気を引き締めて努力してまいりたいと考えています。

前参事は、バイタリティーが旺盛でありましたが、私は微力であると思っていますので、職員ひとり一人の能力を引き出しながら「チーム熊森」で難局を乗り切っていく所存であります。

今後とも、関係各位の一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

志賀誠也 前参事ご苦勞さまでした

志賀誠也 前参事は、昭和51年4月本会に採用されて以来、高森共販所、八代共販所、熊本共販所など、主に販売事業に従事されました。

平成10年7月に森林調査課が新設された際には、初代の課長として奮闘され、新たな部門を開拓されました。更に、平成17年には事業部長となられ、平成20年4月に操業開始した「協同組合くまもと製材」の発足に力を尽くされました。

平成22年からは参事に就任、持ち前のバイタリティーで7年間その職責を全うされ、本会の発展に大きく寄与されました。



『くらしと人権』

=気づこう、そして考えよう=



熊本県人権啓発
 マスコットキャラクター
 「ココロ」



「人権」とは

人は誰でも自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利を生まれたときから持っています。この権利を「人権」といいます。



「人権問題の解決」のためには

私たち一人ひとりが、相手の立場に立って考え、自分の言動に責任を持つことが重要です。

「熊本県では、結婚や就職の際の部落差別につながるような身元調査が条例で規制されています。」

森林保険のご案内

うちの森林に限って... と思っていないですか？

いつ来るかもしれない「その時」の為の森林保険

8つの災害により契約森林が損害を受けたときに、保険金が支払われます。

あなたの森林が災害にあったときのための保険です。森林保険にご加入いただいた森林に、災害によって損害が生じた場合、お約束にしたがってその損害を補てんする制度です。



保険適用災害 (8つの災害)

- 【火災】山火事で受けた損害
- 【水害】豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害
- 【風害】暴風による幹折れ、根返りなどの損害
- 【凍害】凍結・寒風などによる枯死などの損害
- 【潮害】潮風・潮水浸水などによる枯死などの損害
- 【噴火災】火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害
- 【干害】乾燥による枯死などの損害
- 【雪害】大量積雪による幹折れ、根返りなどの損害

お申し込みは...お近くの森林組合、熊本県森林組合連合会の窓口まで！！



熊本県森林組合連合会

熊本市東区下南部2丁目1-55
TEL 096-285-8688 (利用課)

熊本県下森林組合原木市況

(平成29年 5月)

スギ販売市況

長さ	末口径	直材 単価(円)	曲り材 単価(円)
3 m	16～18cm	12,500	10,300
4 m	10～13cm	10,300	8,200
4 m	14～22cm	11,700	9,600
4 m	24～28cm	12,500	10,200
6 m	18～22cm	18,400	15,500

ヒノキ販売市況

長さ	末口径	直材 単価(円)	曲り材 単価(円)
3 m	16～18cm	15,200	13,500
4 m	10～13cm	13,400	10,800
4 m	14～22cm	16,000	14,000
4 m	24～28cm	15,200	13,000
6 m	18～22cm	22,900	19,000

熊本県水とみどりの森づくり税

～ 第3期 (平成27～31年度) の取り組みについて ～

熊本県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」(年間個人500円、法人千円～4万円)を活用し、水を蓄え、災害を防止するなどの森林の公益的機能の向上を図り、森林を元気な姿にするための取組みを展開しています。
今後も、皆様のご理解とご協力をお願いします。

熊本県水とみどりの森づくり税 検索

みんなで熊本の森林を守っていくモン♪

お問い合わせ

熊本県農林水産政策課
TEL. 096-333-2422



©2010熊本県くまモン

1. 水源かん養機能などを発揮するための森林づくり

- ◇針広混交林化や、着実な植林対策
手入れの行き届いていない人工林の強度間伐や、水源地域などの上流域を対象にした植林の実施
- ◇森林所有者に対する森林整備の働きかけ
森林の境界を明確化、森林情報の提供
- ◇耕作放棄地の森林化推進
非農地化した耕作放棄地への植林 等



2. 森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成

- ◇森林を守り育てる地域リーダーの育成
地域を牽引する指導林家や青年林業士、林業研究グループ等の「人づくり」を支援
- ◇住民団体や子ども達を対象にした森づくり活動
住民団体が主体で植林や間伐活動を実施
- ◇森林と親しむ活動
保育園等への机・椅子の導入助成、学校林での森林体験学習の実施 等



3. 森林や木材を活かした地域・景観づくり

- ◇森林や木材を活用した農山村の地域づくり
県産木材製品を活用した地域づくりへの支援
- ◇森林や里山の維持に支障を及ぼすシカへの対策
シカネット設置や捕獲による適正密度への誘導
- ◇漁業者等が実施する流木除去など
川上から川下に至る地域づくり
漁業者等が実施する流木除去 等

